

○潟上市図書館雑誌スポンサー制度実施要綱

平成28年12月22日

教育委員会告示第7号

改正 令和3年12月22日教委告示第11号

令和4年3月31日教委告示第5号

(趣旨)

第1条 この告示は、潟上市図書館雑誌スポンサー制度（以下「雑誌スポンサー制度」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 雑誌スポンサー制度は、潟上市図書館及び分館（以下単に「図書館」という。）で配架する雑誌のカバー等を広告媒体として活用することにより、民間事業者等の情報発信の場とするとともに、図書館の図書資料等を確保し、もって図書館利用サービスの向上を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この告示において「雑誌スポンサー制度」とは、広告を掲出させたい者が自ら雑誌を提供し、当該雑誌のカバー等に広告を掲出させ、図書館に配架することをいう。

2 この告示において「雑誌スポンサー」とは、雑誌スポンサー制度により図書館へ雑誌を提供する者をいう。

3 この告示において「広告」とは、最新号の雑誌カバーの表面及び雑誌架に掲出する雑誌スポンサーの名称及び雑誌を提供した旨の表示並びに雑誌カバーの裏面に発信させる雑誌スポンサーの情報のことをいう。

(雑誌スポンサー及び広告掲出の基準)

第4条 雑誌スポンサーは、企業、商店、団体等を対象とし、個人を対象としない。

2 雑誌スポンサーは、自らが発行する雑誌のスポンサーになることができない。

3 潟上市広告掲載要綱（平成22年潟上市告示第17号）別記に定める潟上市広告掲載基準の4 規制業種又は事業者に掲げる者は、雑誌スポンサーになることができない。

4 潟上市広告掲載要綱別記に定める潟上市広告掲載基準の5 掲載基準に定めるものは、広告の掲出をしない。

(雑誌スポンサーの申込み)

第5条 雑誌スポンサーの申込みをしようとする者は、提供を希望する雑誌を図書館が指定・作成する雑誌リストから選択し、潟上市図書館雑誌スポンサー申込書（様式第1号）

に必要事項を記入の上、次に掲げる資料を添付し、図書館へ持参又は郵送により提出しなければならない。

(1) 広告図案

(2) 会社概要（業種等がわかるもの）

2 雑誌スポンサーの申込みをしようとする者が図書館指定以外の雑誌の提供を希望する場合は、図書館長が図書資料として適当と認めたものに限り、提供を可能とする。

（雑誌スポンサーの選定等）

第6条 教育長は、雑誌スポンサーの選定にあたっては、第4条に定める基準に適合するかどうか審査しなければならない。

2 教育長は、前項の選定をする場合は、潟上市図書館雑誌スポンサー・広告審査委員会（次条第1項を除き、以下「委員会」という。）の意見を聴くものとする。

3 教育長は、雑誌スポンサーを選定し、採否を決定したときは、雑誌スポンサー決定通知書（様式第2号）により申込者に通知する。

4 雑誌スポンサーに決定された者は、教育長と覚書（様式第3号）を締結するものとする。

5 教育長は、前項の覚書を締結した後、雑誌スポンサーが第4条第3項の規定に該当する事実が判明し、又は生じたときは、選定を取り消すことができる。

（広告審査委員会）

第7条 前条第2項の規定により、潟上市図書館雑誌スポンサー・広告審査委員会を設置し、その事務局を図書館におく。

2 委員長は、教育部長をもって充て、委員は、企画政策課長、税務課長、文化スポーツ課長及び図書館長をもって充てる。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、文化スポーツ課長がその職務を代行する。

（会議）

第8条 委員長は、委員会の会議を招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員長及び委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、当該広告媒体を所管する課等の長及びその他必要な者に会議への出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

5 委員長は、会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであるときは、持ち回り審査

に付することができる。

(広告の規格及び表示方法)

第9条 雑誌スポンサーが提供する雑誌(以下「提供雑誌」という。)の最新号カバー表面については、雑誌スポンサーの名称等を表示するものとし、表示の大きさ及び貼付位置は、次の各号に定めるとおり図書館が作成する。ただし、図書館は、雑誌の大きさにより、表示の大きさ及び貼付位置を調整することができるものとする。

(1) 表示の大きさ 縦2.5cm 横18cm以内

(2) 貼付位置 最新号カバー表面の底辺から10cm程度上部の中央

- 2 提供雑誌の最新号カバー裏面の広告は、片面印刷かつ最新号カバーに収まるサイズとし、第4条第4項に定める基準を遵守し、雑誌スポンサーが作成する。
- 3 掲載の期間は、第6条第4項の覚書で取り決めた期間内とする。ただし、四半期ごとに広告の内容を変更できるものとする。
- 4 雑誌の配架位置は、図書館が決定する。

(広告内容等の変更)

第10条 教育長は、広告内容等がこの告示で定める基準に抵触し、又はそのおそれがあると認められるときは、雑誌スポンサーに対して広告内容等の変更を求めることができる。

- 2 雑誌スポンサーは、正当な理由がない場合は、教育長が指示する広告の内容の修正や削除等に応じなければならない。
- 3 雑誌スポンサー自ら変更を申し出る場合は、雑誌スポンサー変更申請書(様式第4号)を提出し、教育長と協議の上、変更できるものとする。
- 4 変更が認められた場合は、変更決定(却下)通知書(様式第5号)により、通知する。

(掲出の期間)

第11条 広告の掲出期間は、原則として1年間(4月1日から翌年3月31日まで)とし、年度途中からの場合は、教育長が掲出を決定した月の翌月から当該年度末までとする。

- 2 前項の掲出期間の更新について、期間満了の3ヶ月前までに教育長又は雑誌スポンサーいずれからも解約の意思表示がない場合は、自動的に継続するものとし、その後も同様とする。
- 3 雑誌スポンサーから解約を申し出る場合は、雑誌の提供中止届(様式第6号)を教育長へ提出するものとする。

(疑義の決定)

第12条 広告の掲載に関し、疑義が生じたときは、教育長と雑誌スポンサーがその都度協

議し決定するものとする。

(広告掲載の責務)

第13条 雑誌スポンサーは、掲載した広告の内容に関する一切の責任を負うものとする。

(購入代金の支払方法)

第14条 提供雑誌の購入代金の支払いは、図書館指定の納入業者に雑誌スポンサーが直接支払うものとし、方法は次に上げるとおりとする。

- (1) 支払いは、対象月から年度末分を一括先払いとする。
- (2) 振込手数料は、雑誌スポンサーの負担とする。
- (3) 雑誌スポンサーが提供する雑誌が休刊又は廃刊した場合は、教育長及び納入業者と協議のうえ、別の雑誌に振り替えることができる。
- (4) 提供雑誌に休刊、増刊、価格の変動等があった場合は、広告の掲出期間の最終月において精算するものとする。

(雑誌の所有権)

第15条 雑誌スポンサーが購入費用を負担し、提供する雑誌の所有権は、市に帰属するものとする。

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令和3年12月22日教委告示第11号)

この告示は、令和4年1月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月31日教委告示第5号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

潟上市教育委員会教育長 様

申込者
住 所
会社等
代表者

潟上市図書館雑誌スポンサー申込書

潟上市図書館雑誌スポンサー制度実施要綱第5条の規定に基づき、次のとおり申し込み
ます。

なお、申込みにあたり、市税の納付状況等を確認することに同意します。

1. 提供を希望する雑誌名

希望順位	雑 誌 名
1	
2	
3	

2. 提供期間

年 月 日から 年 月 日

3. 担当者連絡先

部 署	
担当者名	
電話番号	
FAX 番号	
メールアドレス	

添付書類

広告図案

会社概要等（業種等がわかるもの）

様式第2号（第6条関係）

年 月 日

住 所
会社等
代表者

潟上市教育委員会教育長

雑誌スポンサー（採用 ・ 不採用）決定通知書

潟上市図書館雑誌スポンサー制度実施要綱第5条に基づき 年 月 日付けで
潟上市図書館に提出された雑誌スポンサー申込みについて、次のとおり決定しましたの
で通知します。

1. 決定内容

採用

不採用 理由 _____

2. 提供を受ける雑誌名

1	
2	
3	
4	
5	

3. 提供期間

年 月から 年 月まで

この決定に不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して3箇月以
内に、審査請求することができます。

様式第3号（第6条関係）

覚 書

（以下、「甲」という。）と （以下、「乙」という。）は、雑誌の提供等に関し、以下のとおり覚書を締結する。

第1条（提供雑誌）

甲は乙から「
」の雑誌の提供を受けるものとする。
提供する雑誌は、乙のイメージにあったものとし、かつ甲の選考基準に見合うものとする。

第2条（広告掲載の方法）

甲は、乙から提供を受けた雑誌にカバーを掛けて、乙の広告を雑誌の裏面に掲載することができる。この場合、広告の内容等については事前に甲に協議するものとする。

第3条（提供の期間）

乙が甲に対して提供する期間は原則1年間（4月1日から翌年3月31日）とし、年度途中からの場合は、甲が掲出を決定した月の翌月から該当年度末とする。ただし、期間満了の3ヶ月前までに、甲乙いずれかの書面による本契約による解約の意思表示がある場合以外は、自動的に延長されるものとし、その後も同様とする。

第4条（雑誌購入費）

雑誌の提供に伴う雑誌購入費及び振込手数料は乙の負担とする。
2 年間購入費に変動が生じ、あらかじめ乙が支払った年間購入費との間に不足額が生じた場合、乙はその不足額を負担するものとする。

第5条（広告掲載の責務）

乙は、乙が掲載した広告内容等に関する一切の責任を負うものとする。
2 乙は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと、及び広告の内容等に関わる全ての権利処理等が完了していることを甲に対し保障するものとする。
3 第三者から広告に関連して苦情の申立て又は損害賠償の請求等がなされた場合は、乙の責任及び負担において解決するものとする。

第6条（協議）

本覚書に定めのない事項について、疑義が生じた場合は、甲及び乙が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

本覚書は2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保管するものとする。

年 月 日

甲 住 所 潟上市天王字棒沼台226-1
職氏名 潟上市教育委員会
教育長

印

乙 住 所
会社名
職氏名

印

様式第4号（第10条関係）

年 月 日

潟上市教育委員会教育長 様

申込者
住 所
会社等
代表者

雑誌スポンサー変更申請書

年 月 日付けで決定通知のあった潟上市図書館雑誌スポンサーについて、次のとおり提供雑誌・広告内容等を変更したいので、申請し協議を申し入れます。

1. 変更提供雑誌

変更前の提供雑誌	
変更後の提供雑誌	
変 更 理 由	

2. 変更広告図案

広 告 内 容 変 更 理 由	
添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 広告図案 <input type="checkbox"/> その他資料（ ）

3. その他の変更

変 更 理 由	
添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 変更となる理由が分かる資料（ ）

様式第5号（第10条関係）

年 月 日

住 所
会社等
代表者

潟上市教育委員会教育長

雑誌スポンサー変更（決定・却下）通知書

年 月 日付で潟上市図書館に提出された雑誌スポンサー変更申請書について、次のとおり通知します。

1. 通知内容

決定

却下 理由 _____

この決定に不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、審査請求することができます。

様式第6号(第11条関係)

年 月 日

潟上市教育委員会教育長 様

申込者
住 所
会社等
代表者

雑誌の提供中止届

都合により、潟上市図書館雑誌スポンサー制度による雑誌の提供を中止したいので、以下により届け出ます。

1. 提供を中止する雑誌名

No	雑 誌 名
1	
2	
3	

2. 提供を中止する時期または巻号

年 月 日 (号) から中止希望

3. 担当者連絡先

部 署	
担当者名	
電話番号	
FAX 番号	
メールアドレス	

図書館記入欄

処理状況	担当者

様式第1号 (第5条関係)

様式第2号 (第6条関係)

様式第3号 (第6条関係)

様式第4号 (第10条関係)

様式第5号 (第10条関係)

様式第6号 (第11条関係)